

第 5 章 現地調査結果

5 - 1 VOV ハノイ本局の番組制作用スタジオ機材

(1) スタジオの概要

スタジオは全部で 36 ある。その内訳は、オンエアスタジオが 14、プロダクションスタジオが 22 である。プロダクションスタジオの内訳は、制作スタジオ 19、その他特殊用途（技術スタジオ、劇・民謡専用スタジオ、取材編集スタジオ）のスタジオが 3 である。

(2) スタジオ機材の問題点

現在のスタジオ機材の問題点は、機材がハンガリー製で、既にメーカーが倒産しており、消耗品を調達できないことにある。機材導入時に、15 年分の消耗品を購入したが、2005 年からは消耗品が払底する。

また、番組の保存期間がテープで 3 日間、台本が 1 年で消去、廃棄されるとのことで、ベトナム側が要望するスタジオのデジタル化によるライブラリーの充実からはほど遠い現状にある。

(3) 機材の維持管理

VOV は専門のメンテナンス班を持ち、VOV 独自の基準に基づく機材のコンディション維持が図られていた。また、MCR（メインコントロールルーム）の配線の技術などを見ても新規に機材を導入しても設置に関しては問題がないと思われる。

(4) スタジオ使用状況

VOV では、ニュースの場合、放送 1 時間に対して制作時間は 1.25 時間、専門番組の場合、放送 1 時間に対して制作時間は 1.5 時間、芸術番組の場合、放送 1 時間に対して制作時間は 2 時間である。

VOV では、1 日に約 149 時間（再放送を含まない。）の番組を放送しており、番組 1 時間に対する制作時間の平均を 1.5 時間と仮定すると、 $149 \text{ 時間} \times 1.5 = 223 \text{ 時間}$ $223 \text{ 時間} \div 19 \text{ スタジオ} = 11 \text{ 時間}$ となる。

日本では、このような計算方法を採用せず、別途全スタジオについて 1 日の使用状況表の提出を求めたが未回答であった。



VOVハノイ本局スタジオ

5 - 2 VOV ハノイ本局の放送設備

(1) 放送設備の規格

基本的な接続はデジタルが AES/EBU 接続、アナログ接続は 600 バランス接続を基本とするが、基準レベルが、日本は +4dB であるがベトナムは +6dB であり、入出力に ± 2 dB のレベル調整が必要となる。ラックサイズは EIA に準拠している。

(2) VOV ハノイ本局の送信所

送信設備・運用面とも放送局として特に問題はない。しかし、旧式の大電力送信機は真空管を使用している、電力の経費負担低減および保守の簡易化のためにはトランジスター式に更新が望ましい。

同送信所とは別のサイトに同等の送信所（予備装置）があり、万一この建物が火災等で放送不能状態に遭遇しても、予備送信所の稼働により放送が続行される。

さらに、送信所敷地内には FM 送信所とマイクロ送受信設備があり衛星回線用に使用している。また、非常時用の簡易調整卓があり、非常放送が可能である。

(3) VOV 衛星回線用送信所

VOV の 25 箇所の送信所の内、ハノイ近郊の 1 箇所を調査した。システムは全体が中国製で、一部ソ連製が使用されている。機材は古いながらもよく整備されており、維持管理体制も十分であった。

VOV ハノイ本局からの放送信号は CS によって送られており、これを受信して、中波として転送している。

CS 受信設備は 25 箇所の全ての中継所に設置されており、中継用の衛星は、タイ国のタイ COM1 とタイ COM3 の 2 台が使用されている。タイ COM1 は VOV1、2、3 をタイ COM3 は VOV5、6 及び海外向け放送を行っている。

バックアップ回線として 6 箇所の中継所にはマイクロ波回線が、さらに全ステーションに電話回線による非常回線が用意されている。しかし、これまで衛星回線のトラブルによる事故は発生していない。

以上のことから、CS レベルでは全国がカバーエリアとなっている。

5 - 3 省および郡の放送局にかかるサイト調査

(1) ホアビン省放送局調査

ホアビン省放送局は、VOV の番組の転送義務はなく、放送している番組のほとんどは自主制作番組である。

オンエアルーム(番組送り出し室)と送信機室におけるハードウェアに関しては問題が見当たらなかった。しかし、所蔵されるライブラリーの内容から推察すると、日本の地方局とは番組内容において格段の差があり、コミュニケーションに対する技術指導に関しても技術力の裏付けを確認することができなかった。

(2) ダーバック郡送信所、番組制作室視察

調査結果の概要は、以下のとおり。

- ・送信設備：100W FM 送信機
- ・送信アンテナ：4 段垂直ダイポール
- ・アンテナ利得：6dB
- ・受信設備：衛星放送用受信機及び同パラボラアンテナ
：MF、FM、SW 受信機 (Sony CFS-710S)

郡の放送所は、CS 放送による中央からの VOV の番組を受信し、郡内のコミュニケーションに対して番組の転送を行っている。また省の放送局で制作した番組の転送も行っている。さらに郡独自の番組も制作している。スタジオは、送信室を兼ねており、編集はパソコンの波形編集ソフトを使用している。しかし、送り出しはカセットテープが主体であった。送信所の設備は必要最低限の機材が設置されている状態で、音質に配慮した機材構成とはなっていない。機材内容及びライブラリーの充実度から推察して、内容の充実した自主番組の制作は難しい状態である。

5 - 4 コミューン・ステーション

(1) コミューン・ステーションの仕様

コミュニケーション・ステーションについて VOV は、タイプ A (FM 方式) とタイプ B (有線方式) とともにミニッツに記載された機材内容(表 6、p36)を基準としている。この基準仕様は VOV が作成したものである。



ホアビン省送信室



ホアビン省送信室



ダーバック郡送信所



ダーバック郡送信所



ダーバック郡送信所



ダーバック郡編集システム

FM 方式と有線方式の選択は、コミュニンの状況による。すなわち、基本的に平坦地では有線方式とし、山岳地では FM 方式としている。

なお、本仕様および施工については以下の点が指摘される。

タイプ A

送受信アンテナは、使用するタイプによって効率が大きく異なる。特にサービスポイントにおいては現在簡易型のロッドアンテナが使用されているが、これを 3 素子以上のアンテナ使用することにより、利得、指向性ともに大きく改善され、送信所から遠距離の場所にもサービスポイントを設置できることになる。ルームアコースティックに関しては、吸音材の貼り付け程度では、遮音性、吸音性は改善されず、最低限の建築内装工事が必要である。また、現在 VOV の関連会社で目的に特化した製品を製造しており、価格、施工の容易さにおいて、日本の資機材・技術を必要とするとは言えない。

また、サービスポイントでの設置用専用ポールがリストアップされていないので実際の設置状況を調査したところ、既存の電柱を使用しており、非常に危険な施工をおこなっていた。実際に設置される場合、専用ポールは必須のものである。

タイプ B

このシステムに関しても VOV の関連会社が、前記同様目的に特化した製品を製造している。

(2) モデルコミュニンの設置

VOV では上記機材内容（仕様）を基に、1996 年からベトナム 53 省の 900 箇所をモデルコミュニンとして、放送設備を設置している。ただし、資金の都合上、完全な形で放送設備を設置した例はない。モデルコミュニンは、山岳地、へき地が多い。900 箇所のうち、約 30% は FM 方式、70% は有線方式である。放送設備の金額は、1 箇所あたり最大で 2 億 5000 万ドン（約 250 万円）を要している。

(3) モデルコミュニンに設置した放送設備のメンテナンス

放送設備設置後のメンテナンス等については、保障期間中については、メーカーが、次の 1 年については VOV が、それ以降は地方（郡またはコミュニン）が負担する。

(4) コミュニンにおける番組制作

コミュニンが独自に作成している番組について、今年（2003 年）は、全国コンクールが

開催される予定である。昨年は、省レベルの番組コンクールが開催され、全 61 省の内の 47 省がコンクールを実施した。省のコンクールは、省が選定基準を作成する。番組として、
コミュニケーション・ステーション、音質を含めた技術力、表現力が評価される。
人気のある番組は、農業教育番組、国際ニュースであり、住民には聴取の義務がある。

(5) コミュニオンにおける番組放送の効果

コミュニケーションにおける独自放送の効果については、現在のところ指標となる数値データがないため、判断が困難である。しかしながら、視聴者から番組を評価する手紙がコミュニケーション宛てに届いている。代表的な声として、「放送により、病気予防の知識を得ることができた。また、どんな農業・畜産をするべきかが分かった。」等の手紙が来ている。

(6) VOV の関連会社

VOV は関連会社を 2 社有しており、これらの会社において FM 方式の場合に使用するスピーカーに取り付ける FM 受信機とアンプ、オーディオミキサー、パワーアンプ等の組立て・販売を行っている。

(7) サイト調査結果

計 5 箇所のコミュニケーション調査を行ったが、調査団側が保有する機材のランクの異なるコミュニケーションの調査を要望したため、機材の充実度には大きな開きがあった。各コミュニケーションともに同様に機材の充実の暁には、情報格差の是正と自主制作番組の充実を図り生活の向上を目指したいとの回答であった。

また、最後に比較的設備が充実し自主番組の制作を行っているコミュニケーションを調査したが、ほとんどの番組内容が VOV、省、郡の番組の転送に費やされ、自主制作番組の放送時間は 30 分ほどであった。放送ライブラリーが残っていないので確認できなかったが、内容はアナウンスがほとんどで我々の持っている自主制作番組のイメージとはかけ離れていた。

ア．ズンハーコミュニケーション（タイプ B）

ホアビン省内には 11 の郡と 214 のコミュニケーションがあり、116 箇所にタイプ B の有線方式、14 箇所にタイプ A の無線方式が設置されており、省の放送局はこれらに番組制作技術を含む技術的援助を行っている。

機材の状態として、有線放送のアンプ、マイク及びラジカセが設置されていた。しかし、ラジカセとマイクは放送専用のもではなく、放送時間以外は、他の用途に使用している。また回線の破損がひどく、ラウドスピーカーの半分程度しか稼動していない。コミュニケーション

の予算は不十分で住民からの集金もままならない。特に電柱購入と敷設の負担が大きく、家の軒や、危険を知らながら高圧線の鉄塔を利用して配線を行っており、システムはほとんど機能していない状態であった。

番組制作の現状としては、ラジカセで受信したVOV、省、郡の放送の転送が大半で、自主制作の番組はほとんど存在せず、アナウンス放送程度であった。

イ．ズアンホアーコミュニオン（タイプB）

前述のズンハーコミュニオンと比較して、多少設備は整っていた。増幅用パワーアンプ、簡易ミキサー、チューナー、マイクが設置され、最低限の機器があり、スピーカー類もほとんどが稼動している。

またラジカセレベルであるが、カラオケ用ミキサーと組み合わせて、番組制作用の機材も用意されていた。しかし、このような機材では番組制作には不十分であり、アナウンス中心の番組構成となることは否めない。システム化された番組制作の姿勢が見当たらず、機材以前に番組制作技術の指導の必要がある。

コミュニオン・ステーションは、日本の100W規模の放送局とは施設、設備また運用において以下のような大きな相違があった。

受信設備の受信相手局が固定されていない上に受信選択はダイヤルによる手動式。

番組の選択切替え設備がない。

送信規模が不確定（アンテナ形式・送信機出力の配分など）である。

無線局と有線局の併用は日本では一般化されていない。

ラジオセットを所有しない住民にも情報の伝達ができる利点はあるが、ラジオセットによる放送波受信にはある聴取の選択の自由がない。

上記の相違点があるが、コミュニオン局は音声中継に無線設備を使用しているのも無線局である。これは日本の電波法における概念で、ベトナムでは異なる判断をしているものと思われる。

ウ．ランソン省イエン・ヴォンコミュニオン

このコミュニオンはまだシステムがなく、住民たちはシステムが導入されることを切望していた。しかしラジオの普及率が高く、80%以上の世帯がラジオを所有し、テレビも普及してきている。

このような状況あるにもかかわらず、なぜコミュニオン内のパブリックアドレスシステムが必要なのかを確認したが、コミュニオン代表者の答えは一樣にコミュニオン独自の情報とその伝達手段の必要性を訴えるだけであった。

また、コミュニオン代表者によると、具体的な自主番組制作のビジョンなどは確定していなかった。ただ、この点に関しては、省や郡が技術的な支援を行うとのことであった。この協議の合間に村落内の民家を覗いてみたが、居間には29インチのハイファイセットとDVDが設置されていた。ベトナムにおけるマスメディアの浸透は急速に進んでおり、本システムは、半ば強制的な国家政策の伝達手段の確保が目的ではないかと思われる。

エ．ランソン省ミン・フォアコミュニオンの調査（Aタイプ）

調査結果の概要は、次のとおり。

- ・ サービスエリア：人口2,300人、世帯数約470世帯
- ・ ラジオセット普及率約：80%
- ・ 運用要員：1名 農業兼任
- ・ 導入経費：日本円で約20万円（住民負担）
- ・ スピーカー：6か所

このコミュニオンは一応の機材が設置され、VOV、省、郡の放送の転送だけでなく、多少の自主番組が制作されている。

しかし、送り出し機能はカセットテープを主体にしており、ライブラリーも見当たらず、具体的な自主番組制作の様子を示すものは見つからなかった。災害時や非常時にシステムが役立った事例を確認したところ、火災のときに住民を招集し消火したことがある。

オ．バックジャン省ビエット・イエン郡ティエンコミュニオン調査（タイプA）

ビエット・イエン郡内のコミュニオンには25か所のコミュニオンが有り、そのうち2局はコミュニオン・ステーションタイプAで、12局はコミュニオン・ステーションタイプB、残り地区は未設置である。この内の、タイプAの1局を視察した。調査結果の概要は、以下のとおり。

- ・ サービスエリア：人口9000人、世帯数約2,000世帯
- ・ エリアカバー率：100%
- ・ ラジオセット普及率約30%
- ・ 運用要員：局長（人民委員会副委員長）・番組担当・技術担当の3名
- ・ 送信設備：送信機は、ベトナム製100W、周波数101.3MHzにて運用
- ・ 送信空中線：垂直2段ダイポールアンテナ
- ・ 導入経費：日本円で約100万円（住民負担）
- ・ 保守：郡・VOVの指導を受け地元で実施
- ・ 受信設備：放送局タイプではなく一般受信機

・FM 受信機付ラウドスピーカー：音声入力 25W 2台

このコミュニティは、これまでの調査したコミュニティと比べると、比較的豊かで、システムは住民からの集金で設置した。職員は 3 人で責任者はコミュニティの人民委員長を兼ねている。他の職員の給与もコミュニティの予算でまかなっており、テレビの中継も兼務ではあるが、番組制作担当者と技術担当者の 2 人が常駐し、外部の協力者もあり、比較的スタッフが充実している。

機材の現状としては、基本的なものは用意されており、TV 機器と併設されているため、非常電源なども完備し特に問題は見られなかった。

そこで実際に放送を行ってもらい、2 箇所のサービスポイントで試聴を行ったところ、機械の調整が悪く、過変調による歪の多い音声であった。

また、持参した現地購入の小型ラジオで試聴を行ったが同様の状態であった。設備設計の基本理念に、受信側の設備の脆弱さを感じた。音声入力切替え装置・送出レベルメーターなど考慮する必要がある。

番組制作の現状としては、他のコミュニティ同様に基本的には VOV、省、郡の放送の転送を主体としている。しかしタイムスケジュールを作成し、自主番組の放送時間を明示しているなど、これまでにはない積極的な姿勢がみられた。コミュニティ・ステーションは、養鶏、養豚などの農業技術の紹介、国際ニュース、新公布の法律解説などのほかに、近くの農業高校の番組を借りて放送することがある。また、バックジャン省では、省独自の番組コンテストを開催するなど、番組制作に意欲を持たせるイベントも行っている。また、コミュニティからの要望として「取材用のテープレコーダー」、「音響処理を施した専用室」といった番組制作に直結する要望が出され、意欲的な面を見ることができた。



ズンハー・コミュニケーション送信アンプ



ズンハー・コミュニケーション・サービスポイント



ズンハー・コミュニケーション配線



ズアンホアー・送信システム



ズアンホアー制作システム



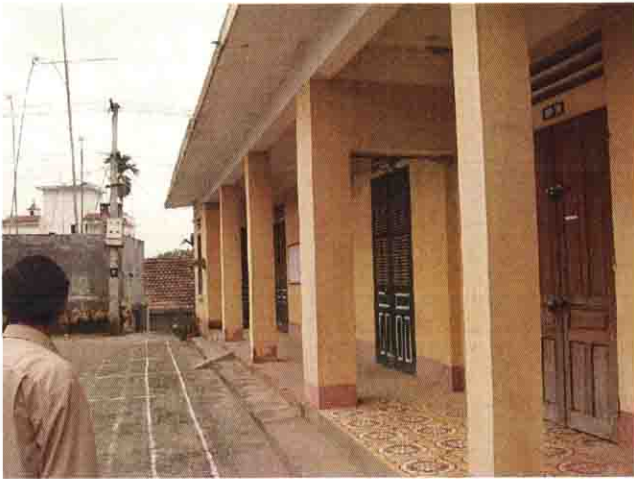
イエシ・ヴォンコミュニケーション村落



イエ・ン・ヴォン・コムニオン民家



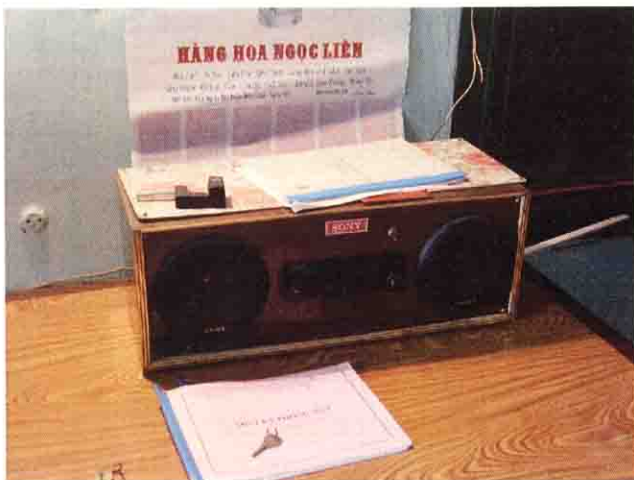
イエ・ン・ヴォン・コムニオン事務所



ミン・フオア・コムニオン事務所



ミン・フオア・コムニオン送信アンプ



ミン・フオア・コムニオン編集機



ミン・フオア・コムニオン配線状態



ティエン・コミュニケーション、サービスポイント



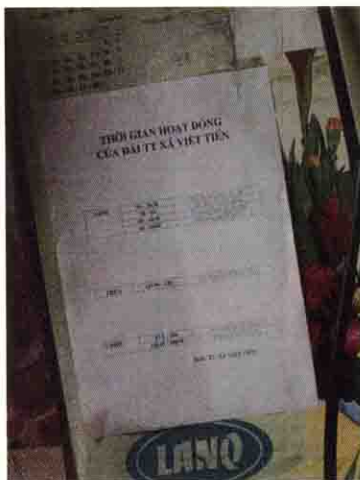
ティエン・コミュニケーション、サービスポイント



ティエン・コミュニケーションFM送信機



ティエン・コミュニケーション制作設備



ティエン・コミュニケーション番組表

第6章 要請内容に対する検討結果

6 - 1 少数民族用専用チャンネルの新設（V0V ハノイ本局の番組制作機材の新規導入）

少数民族番組専用チャンネルを新設しても、現行の一日2時間の放送時間に、2言語の番組（TAY語は30分、CHAM語は未定）が加わるのみである。依然番組放送時間は短く、少数民族番組専用チャンネルの放送計画の妥当性については疑問がある。

少数民族向け番組の制作に関して、4 - 4に記したとおり、いまだ番組制作体制が整っていない。

少数民族番組制作にあたっては、V0V ハノイ本局の現行スタジオ機材は老朽化のうえ絶対数が不足し、十分な制作時間と機材を少数民族向け番組制作に割り当てることができないことを理由に、新規機材が要請されているが、ハノイ本局での少数民族番組制作は、現行のMong語の60分/1日に、TAY語30分/1日が加わるに過ぎず、要請された番組制作機材（番組制作スタジオ機材3式、ニューススタジオ（オンエア）機材1式、編集システム室機材2式）は明らかに過大であり、妥当性を欠いている。

要請機材にDAT以外のCDレコーダーやHDレコーダー、さらにDVDレコーダーなどのシステムのデジタル化には不可欠の記録媒体が要請されておらず、デジタル化のメリットである番組の品質の向上、制作効率の向上による即時性の発展、記録媒体の更新によるライブラリーの充実という観点が考慮されていない。確かに、全ての番組情報はサーバーに収められ、各スタジオはネットワークによりこれらの素材を自由に利用できる所以問題はない。しかし、サーバーには常にクラッシュの危険が伴い、わが国ではデータテープなどの大容量媒体により保管されるのが通常である。また要請されているワークステーションのスペックに関してもCD-R、CD-RWなどの記録媒体が含まれていない。これは、制作された番組の文化的資産の価値を減ずるものであり、番組に対する管理体制の改善が必要である。

スタジオの訪問で現場オペレーター作業を見る機会があったが、一部の技術者を除き、編集作業、収録の手法、機器の取扱、スタジオのセッティングなどのオペレーションレベルは必ずしも高くない。新たに機材を更新する場合には、技術支援についても検討する必要がある。

6 - 2 コミューンにおけるラジオ・公共放送網整備（コムューン・ステーションの設置）

要請のあったコムューンは必ずしもラジオ普及率が低いわけではなく、普及率が7割を越えるところがかかり含まれている。実際のコムューンを2箇所調査したが、テレビもそれなり普及しており、放送網の実態としては、わが国における町内会放送あるいは学校内放送に近い、きわめて草の根的な簡易連絡網である。緊急時（自然災害等）の連絡手段にもなるものの、同連絡網が具体的に貧困削減や草の根レベルでの民主主義の強化にどの程

度寄与するのか、調査団として十分確認することはできなかった。

ラジオ・公共放送網整備に必要な資機材はすべてベトナム内で調達可能であり、据付けに特殊な技術は必要とせず、資金を除き、ベトナム側だけで十分対応可能である。現在 VOV 傘下の関連会社が、この目的に特化した製品を製造しており、価格・施工の容易さにおいて、特段わが国の技術を必要とするものではない。わが国無償資金協力で行う場合の邦人技術者のコスト等を考えると、かえってコスト高になる可能性が高い。また、VOV の傘下の関連会社が必要な製品を製造・販売していることから、同製品を使用するということであれば、競争入札が成立しない可能性もある。

既に述べたとおり、対象コミュニティにおけるラジオ普及率の高いコミュニティも数多い。そうしたコミュニティでは、ラジオ・公共放送網の整備によるカバー人口の増加は必ずしも大きくはなく、費用対効果は相対的に低くなる。

こうした点を考えると、わが国の一般プロジェクト無償資金協力により実施する必要性・妥当性は低いと判断せざるをえない。

第7章 結論

本計画については、現地調査においてベトナム側から大幅な要請内容の変更があり、最終的にベトナム側の要請内容は、少数民族用専用チャンネル新設に伴う番組制作用機材の新規導入と、コミューンにおけるラジオ・公共放送網整備の整備（コミューン・ステーションの設置）であることが確認された。

しかしながら、第5章で述べたとおり、いずれの内容も、わが国無償資金協力に対応する妥当性に乏しく、本計画の実施については慎重に検討する必要がある。

資料編

資料1 調査団構成

	氏名	担当業務	所属
1	中野 智	総括	国際協力事業団無償資金協力部 業務第3課課長代理
2	貝塚 英雄	ラジオ放送計画	(財)日本国際協力システム
3	篠原 加行	送信設備計画	篠原事務所
4	高橋 敬信	番組制作機材計画	(財)日本国際協力システム
5	ヴゥ スアン ズオン	通訳	(財)日本国際協力センター研修監理員

資料2 調査日程

日付・曜日	業務内容		宿泊地
	総括	コンサルタント 通訳	
2月17日(月)	/	成田(18:00/JL751) ハノイ (22:00)	ハノイ
2月18日(火)		・JICA事務所打合せ ・VOV表敬及び協議	ハノイ
2月19日(水)		・サイト調査	ハノイ
2月20日(木)		・VOVとの協議	ハノイ
2月21日(金)		・VOVとの協議	ハノイ
2月22日(土)		・VOVとの協議	ハノイ
2月23日(日)		成田(09:50/JL731) 香港 (13:55) 香港 (15:05/CX791) ハノイ (16:05)	・書類整理
2月24日(月)	・JICA事務所打合せ ・日本大使館表敬 ・計画投資省表敬 ・VOV表敬		ハノイ
2月25日(火)	・VOVとの協議		ハノイ
2月26日(水)	・サイト調査		ハノイ
2月27日(木)	・VOVとの協議		ハノイ
2月28日(金)	・JICA事務所報告 ・ミニッツ署名 ・日本大使館報告 ハノイ(23:50/JL752)		ハノイ
3月1日(土)	成田(06:30)	・書類整理	ハノイ
3月2日(日)	/	・書類整理	ハノイ
3月3日(月)		・VOVとの協議	ハノイ
3月4日(火)		・送信所視察 ・VOVとの協議	ハノイ
3月5日(水)		・サイト調査	ハノイ
3月6日(木)		・VOVとの協議	ハノイ
3月7日(金)		・VOVとの協議 ・JICA事務所報告	ハノイ
3月8日(土)		ハノイ(07:55/JL766) 成 田(14:25)	-

資料3 主要面談者

【VOV : Radio the Voice of Vietnam】

- 1 Mr. Vu Van Hien
Director General
- 2 Ms. Nguyen thi Kim Cuc
Deputy Director General
- 3 Ms. Hoang Minh Nguyet
Director of International Relation Department
- 4 Mr. Hoang Hong Duc
Director of Local Radio Department
- 5 Ms. Pham Thanh Tra
Director of Ethnic Minority Language Department
- 6 Ms. Nguyen thi Le Quan
Director of Radio Technology Center
- 7 Mr. Nguyen Nang Khang
Deputy Head of Electronics Section of Audio Center

【日本大使館】

- 1 宮川 一等書記官
- 2 青木 二等書記官

【JICA ベトナム事務所】

- 1 戸川 次長
- 2 白川 所員

Minutes of Discussions
on the Preparatory Study
on the Project for the Improvement
of the Radio and Public Address System at the Commune Level
in the Socialist Republic of Vietnam

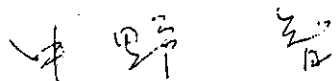
In response to the request from the Government of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as "Vietnam"), the Government of Japan decided to conduct a Preparatory Study on the Project for the Improvement of the Radio and Public Address System at the Commune Level (hereinafter referred to as "the Project") and entrusted the study to the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA").

JICA dispatched to Vietnam the Preparatory Study Team (hereinafter referred to as "the Team"), headed by Mr. Satoshi Nakano, a Deputy Director of the Third Management Division, the Grant Aid Management Department, JICA. The Team is scheduled to stay in the country from February 17 to March 8, 2003.


The Team held discussions with the officials concerned of the Government of Vietnam and conducted a field survey at the study area.

As a result of discussions and field survey, both sides confirmed the main items described in the attached sheets.

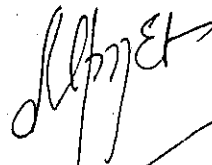
Hanoi, February 28, 2003



Satoshi Nakano
Leader
Preparatory Study Team
Japan International Cooperation Agency



Ho Minh Chien
Deputy Director
Labour, Cultural and Social Affairs Department
Ministry of Planning and Investment
Socialist Republic of Vietnam



Hoang Minh Nguyet
Director
International Relations Department
Radio the Voice of Vietnam
Socialist Republic of Vietnam

ATTACHMENT

1. Objective of the Project

The objective of the Project is to improve the radio and public address system at the commune level especially for ethnic minorities of Vietnam by procuring related equipment with technical training for operators and managers.

2. Project Sites

The Project sites, which are the VOV Hanoi headquarters and 120 communes, are shown in Annex-1.

3. Responsible and Implementing Organization

The responsible and implementing organization is the Radio the Voice of Vietnam (VOV). The organization chart of VOV is shown in Annex-2.

4. Items Requested by the Vietnamese Side

After discussions with the Team, the items described in Annex-3 were finally requested by the Vietnamese side. JICA will assess the appropriateness of the request and will report the findings to the Government of Japan.

5. Japan's Grant Aid Scheme

5-1 The Vietnamese side understands the Japan's Grant Aid scheme explained by the Team as described in Annex-4.

5-2 The Vietnamese side will take the necessary measures, as described in Annex-5, for smooth implementation of the Project as a condition for the Japan's Grant Aid to be implemented.

6. Schedule of the Study

If the Project is found feasible as results of the Preparatory Study, JICA will dispatch the Basic Design Study subject to the instruction by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

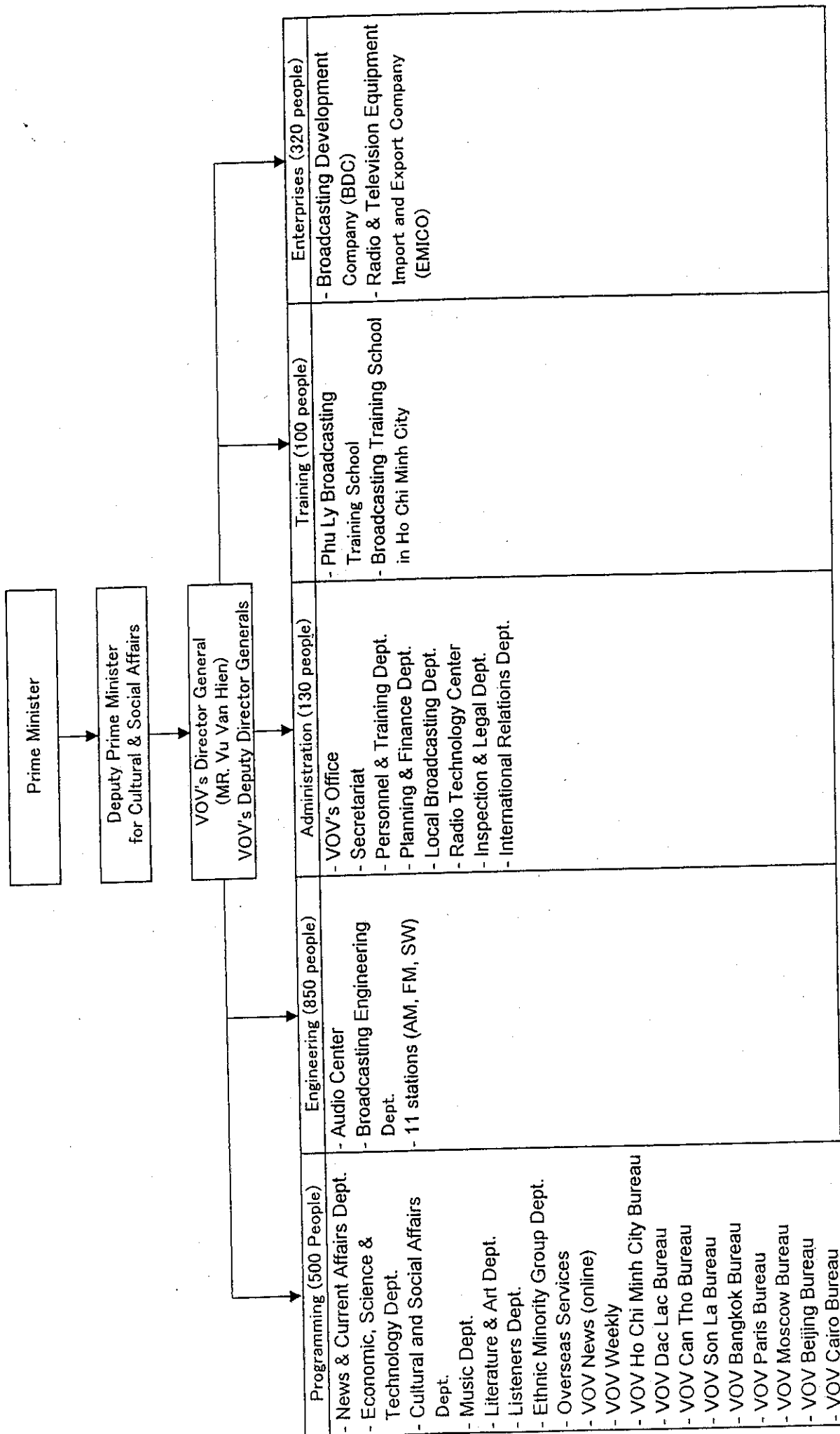
7. Other Relevant Issues

7-1 The Project name shall be changed from "the Project for the Establishment of the Remote Education Center" to "the Project for the Improvement of the Radio and Public Address System at the Commune Level."

7-2 The method and requested component of the Project have been drastically changed from the VOV's letter to the Embassy of Japan dated September 16, 2002.

7-3 The requested studio equipment installed at the VOV Hanoi headquarters will be used for the new VOV's channel exclusively for ethnic minority language programs.

VOV's Organization Chart



20/11

Equipment list requested by the Vietnamese side

1. Equipment for ON AIR studio (1 set)
2. Equipment for Production studio (3 sets)
3. Equipment for Audio editing system (2 sets)

1. ON AIR studio (for each studio)

No	Equipment Name	Quantity
1	Mixer console	1
2	DAT recorder	2
3	MD recorder	1
4	CD player	1
5	Audio workstation with editing software	1
6	Telephone hybrid	4
7	Monitor speaker and accessories	4
8	Microphone with adjustable mic arm	4
9	Headphone and headphone distributor	1
10	Multi-effects processor	1
11	Timing slave indicator	1
12	Intecom station	1
13	Studio signaling system	1

2. Production Studio (for each studio)

No	Equipment Name	Quantity
1	Mixer console	1
2	Open reel recorder	1
3	DAT recorder	1
4	MD recorder	1
5	Cassette recorder	1
6	Audio workstation editing software	1
7	CD player	1
8	Telephone hybrid	4
9	Monitor speaker and accessories	4
10	Microphone with adjustable mic arm	4
11	Headphone and headphone distributor	1
12	Multi-effects processor	1
13	Timing slave indicator	1
14	Intecom station	1
15	Studio signaling system	1

3. Audio editing system (for each workstation)

No	Equipment Name	Quantity
1	Mixer console	1
2	Cassette recorder	1
3	Audio workstation with editing software	1
4	CD player	1
5	Telephone hybrid	1
6	Microphone	1
7	Headphone	1

7

Handwritten initials/signature

4. List of Equipment per each commune station (total 120 stations)

Per one wireless FM transmission station

No	Equipment Name	Quantity
1	100W FM stereo transmitter with antenna	1
2	15m high guy antenna mast with lightning system	1
3	Professional receiver (AM, FM, SW, SSB) with antenna	1
4	Mixer	1
5	Microphone	2
6	25W FM loudspeaker with receiver & amplifier	20
7	Monitoring radio set	2
8	Cassette player	1
9	Power stabilizer 5kVA	1
10	Stand-by generator 1.5kVA	1
11	Studio acoustic system (10-15 m ³)	1
12	Professional tape recorder for reporters (portable)	1
13	CD player	1
14	Professional cassette recorder	1
15	Headphone	1

Per one wire amplifier station (5 km)

No	Equipment Name	Quantity
1	500W amplifier	2
2	Professional receiver (AM, FM, SW, SSB) with antenna	1
3	Mixer	1
4	Microphone	2
5	25W loudspeaker with transformer	20
6	Monitoring radio set	2
7	Cassette player	1
8	Power stabilizer 5kVA	1
9	Stand-by generator 1.5kVA	1
10	3mm ϕ cable	5,000m
11	Concrete mast	200
12	T-frame and isolator	200
13	Studio acoustic system (10-15 m ³)	1
14	Professional tape recorder for reporters (portable)	1
15	CD player	1
16	Professional cassette recorder	1
17	Headphone	1

70

ell
B

Japan's Grant Aid Scheme

The Grant Aid scheme provides a recipient country with non-reimbursable funds to procure the facilities, equipment and services (engineering services and transportation of the products, etc.) for economic and social development of the country under principles in accordance with the relevant laws and regulations of Japan. The Grant Aid is not supplied through the donation of materials as such.

1. Grant Aid Procedures

Japan's Grant Aid scheme is executed through the following procedures.

Application	(Request made by a recipient country)
Study	(Basic Design Study conducted by JICA)
Appraisal & Approval	(Appraisal by the Government of Japan and Approval by Cabinet)
Determination of Implementation	(The Notes exchanged between the Governments of Japan and the recipient country)

Firstly, the application or request for a Grant Aid project submitted by a recipient country is examined by the Government of Japan (the Ministry of Foreign Affairs) to determine whether or not it is eligible for Grant Aid. If the request is deemed appropriate, the Government of Japan assigns JICA (Japan International Cooperation Agency) to conduct a study on the request.

Secondly, JICA conducts the study (Basic Design Study), using (a) Japanese consulting firm(s).

Thirdly, the Government of Japan appraises the project to see whether or not it is suitable for Japan's Grant Aid scheme, based on the Basic Design Study report prepared by JICA, and the results are then submitted to the Cabinet for approval.

Fourthly, the project, once approved by the Cabinet, becomes official with the Exchange of Notes (E/N) signed by the Governments of Japan and the recipient country.

Finally, for the smooth implementation of the project, JICA assists the recipient country in such matters as preparing tenders, contracts and so on.

2. Basic Design Study

1) Contents of the Study

The aim of the Basic Design Study (hereinafter referred to as "the Study"), conducted by JICA on a requested project (hereinafter referred to as "the Project") is to provide a basic document necessary for the appraisal of the Project by the Government of Japan. The contents of the Study are as follows:

- Confirmation of the background, objectives, and benefits of the requested project and also institutional capacity of agencies concerned of the recipient country necessary for the Project's implementation.
- Evaluation of the appropriateness of the Project to be implemented under the Grant Aid scheme from a technical, social and economic point of view.
- Confirmation of items agreed upon by both parties concerning the basic concept of the Project.

- Preparation of a basic design of the Project
- Estimation of costs of the Project

The contents of the original request are not necessarily approved in their initial form as the contents of the Grant Aid project. The Basic Design of the Project is confirmed considering the guidelines of Japan's Grant Aid scheme.

The Government of Japan requests the Government of the recipient country to take whatever measures are necessary to ensure its self-reliance in the implementation of the Project. Such measures must be guaranteed even though they may fall outside of the jurisdiction of the organization in the recipient country actually implementing the Project. Therefore, the implementation of the Project is confirmed by all relevant organizations of the recipient country through the Minutes of Discussions.

2) Selection of Consultants

For smooth implementation of the Study, JICA uses (a) registered consultant firm(s). JICA selects (a) firm(s) based on proposals submitted by interested firms. The firm(s) selected carry(ies) out a Basic Design Study and write(s) a report, based upon terms of reference set by JICA.

The consulting firm(s) used for the Study is(are) recommended by JICA to the recipient country to also work on the Project's implementation after the Exchange of Notes, in order to maintain technical consistency.

3. Japan's Grant Aid Scheme

1) Exchange of Notes (E/N)

Japan's Grant Aid is extended in accordance with the Notes exchanged by the two Governments concerned, in which the objectives of the Project, period of execution, conditions and amount of the Grant Aid, etc., are confirmed.

2) "The period of the Grant Aid" means the one fiscal year which the Cabinet approves the Project for. Within the fiscal year, all procedures such as exchanging of the Notes, concluding contracts with (a) consulting firm(s) and (a) contractor(s) and final payment to them must be completed.

However in case of delays in delivery, installation or construction due to unforeseen factors such as natural disaster, the period of the Grant Aid can be further extended for a maximum of one fiscal year at most by mutual agreement between the two Governments.

3) Under the Grant Aid, in principle, Japanese products and services including transport or those of the recipient country are to be purchased.

When the two Governments deem it necessary, the Grant Aid may be used for the purchase of the products or services of a third country.

However, the prime contractors, namely, consulting, contracting and procurement firms, are limited to "Japanese nationals". (The term "Japanese nationals" means persons of Japanese nationality or Japanese corporations controlled by persons of Japanese nationality.)

4) Necessity of "Verification"

The Government of recipient country or its designated authority will conclude contracts denominated in Japanese yen with Japanese nationals. Those contracts shall be verified by the Government of Japan. This "Verification" is deemed necessary to secure accountability to Japanese taxpayers.

- 5) Undertakings required of the Government of the Recipient Country
In the implementation of the Grant Aid project, the recipient country is required to undertake such necessary measures as the following:
- a) To secure land necessary for the sites of the Project and to clear, level and reclaim the land prior to commencement of the construction.
 - b) To provide facilities for the distribution of electricity, water supply and drainage and other incidental facilities in and around the sites.
 - c) To secure buildings prior to the procurement in case the installation of the equipment.
 - d) To ensure all the expenses and prompt execution for unloading, customs clearance at the port of disembarkation and internal transportation of the products purchased under the Grant Aid.
 - e) To exempt Japanese nationals from customs duties, internal taxes and other fiscal levies which will be imposed in the recipient country with respect to the supply of the products and services under the Verified Contracts.
 - f) To accord Japanese nationals, whose services may be required in connection with the supply of the products and services under the Verified Contracts, such facilities as may be necessary for their entry into the recipient country and stay therein for the performance of their work.
- 6) "Proper Use"
The recipient country is required to operate and maintain the facilities constructed and equipment purchased under the Grant Aid properly and effectively and to assign staff necessary for this operation and maintenance as well as to bear all the expenses other than those covered by the Grant Aid.
- 7) "Re-export"
The products purchased under the Grant Aid should not be re-exported from the recipient country.
- 8) Banking Arrangements (B/A)
- a) The Government of the recipient country or its designated authority should open an account in the name of the Government of the recipient country in a bank in Japan (hereinafter referred to as "the Bank"). The Government of Japan will execute the Grant Aid by making payments in Japanese yen to cover the obligations incurred by the Government of the recipient country or its designated authority under the Verified Contracts.
 - b) The payments will be made when payment requests are presented by the Bank to the Government of Japan under an authorization to pay (A/P) issued by the Government of the recipient country or its designated authority.
- 9) Authorization to Pay (A/P)
The Government of the recipient country should bear an advising commission of an Authorization to Pay and Payment commissions to the Bank.